



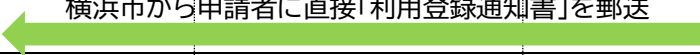





# 令和8年度横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業について (事業所のみなさまへのご案内)

事業内容	在宅で生活する常時医学的管理が必要な医療的ケア児・者の介護を行う家族の休息時間の確保を図るため、市と委託契約を結んだ訪問看護事業所から看護師を医療的ケア児・者の自宅に派遣し、家族の代わりに医療的ケア等を行います。
事業者の登録要件	以下の条件全てに該当する事業者が登録できます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・健康保険法第 88 条第1項で規定する指定訪問看護事業者</li><li>・直近5年間で小児看護もしくは重症心身障害児・者の医療ケアの実績が継続的にある</li><li>・賠償責任保険への加入等、事業者の責による損害を保証する体制がある</li></ul>
サービス提供時間・回数	1日1回までの利用 1回あたりの利用時間は 30 分以上6時間以内(年度内で 24 時間が上限) ※訪問する職員の人数にかかわらず、年間で利用できる時間は 24 時間です
委託料	横浜市との委託契約に基づき、利用実績に応じて1時間あたり 9,000 円の委託料をお支払いします。(お支払い時は 30 分単位で計算します。) また、利用者の登録にかかる手続きを行った場合、1名あたり 1,000 円の事務手数料をお支払いします。(利用者の登録手続きを行った事業所が年間利用時間管理を行います。) ※利用時間を超過した場合の費用負担や交通費などは委託料に含まれません。
事業の流れ	裏面をご参照ください。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・長時間の訪問となる場合は、3 時間に 1 回を目安に職員を交代してください。</li><li>・長時間の訪問や、他のサービス等と連続してレスパイト事業を利用する場合には、十分な引き継ぎを行ってください。</li><li>・利用者の状態により職員 2 名で訪問する場合は、事前に利用者の了承を得てください。</li></ul> <p>【貴事業所が訪問看護サービスを提供していない方の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・HP に掲載している依頼文を活用し、事業所から主治医に訪問看護指示書の作成を依頼してください。</li><li>・安全確保のため、利用開始前にヒアリングおよび家族同席でのサービス提供の期間を設けてください。</li><li>・家族同席でのサービス提供期間終了後も、原則として 2 名でのサービス提供を行ってください。なお、事業所と利用者・ご家族の双方において、安全にサービス提供が可能であることが確認できた場合に限り、1 名で実施します。</li><li>・ヒアリングおよび家族同席でのサービス提供についても、通常のサービス提供と同様に利用時間として算定されます。このため、事前に利用者へ十分な説明を行うとともに、利用時間の管理にあたってはご注意ください。</li></ul>

## レスパイト事業 利用の流れ

	利用を希望する家族 (申請者)	訪問看護事業所 (登録事業所)	横浜市
			
①事業所登録		横浜市電子申請・届出システムにて申請 	
②事業所の登録承認		「事業所登録通知書」を郵送 	
③横浜市との契約			
④利用登録申請の補助		申請者の訪問看護指示書を持っていない場合は主治医に依頼 	
⑤利用登録承認			
⑥利用申し込みの受付			
(※)⑦ヒアリング			
(※)⑧家族同席のもとでサービス提供			
⑨サービス提供 利用時間管理	レスパイトの利用  訪問看護に入っていない方の場合は原則2名で実施  「実績記録票」に署名   利用時間管理表への記入 		
⑩実績報告			
⑪請求			
⑩支払い			

※⑦⑧は貴事業所から訪問看護を提供していない方の場合のみ実施

画像は横浜市医療的ケア啓発パンフレット「医療的ケアってなんだろう」より引用

事業所登録～請求の手続き(各書類は横浜市ホームページから入手できます)

①事業所登録	「横浜市電子申請・届出システム」を使用し、事業所登録の申請を行います。
↓	
②事業所の登録承認	横浜市が申請内容を確認したのちにお送りする、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業所登録(変更)通知書」を受け取ります。
↓	
③横浜市との契約	通知書がお手元に届きましたら、横浜市との委託契約の手続きを行います。 (委託契約については横浜市からご案内します。)
↓	
④利用登録申請の補助 (申請受付、横浜市への書類提出)	利用を希望する医療的ケア児・者が、対象者の要件に該当することを確認します。 (対象者の要件はホームページからご確認ください。) 本事業の利用を希望する医療的ケア児・者の家族(以下「申請者」という。)から、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録(変更)申請書」を受け取り、申請書の記入内容及び同意事項への同意を確認します。 訪問看護の提供を行っていない方から利用登録申請書を受領した場合は、主治医へ訪問看護指示書の作成依頼を行ってください。主治医への依頼時には、横浜市が作成した依頼文をご利用ください。 「横浜市電子申請・届出システム」に申請書と主治医からの指示書の写しを添付し、利用登録申請を行います。
↓	
⑤利用登録承認	横浜市が申請書の内容を確認し、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録(変更)通知書」を申請者に郵送します。
↓	
⑥利用申し込みの受付	利用者から本事業の利用申し込みがある場合には、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録(変更)通知書」の提示を受け、以下の内容を確認の上で受付します。 ・本事業の利用登録がされていること ・利用登録通知書の裏面の同意事項に同意していること ・年度の累計利用時間を超えていないこと
↓	
⑦ヒアリング(※)	2名の職員により、利用者の心身の状態や生活状況等を把握するためのヒアリングを行います。
↓	
⑧家族同席のもとでサービス提供(※)	安全にサービスを提供するため、ご家族同席のもと、2名の職員によるサービス提供を行います。 この期間は、利用者の状態や事業所ごとの体制により異なります。 実施する時間、回数、内容および期間については利用者・ご家族と事業所が相談のうえ決定します。

※⑦⑧は貴事業所から訪問看護を提供していない方の場合のみ実施

次ページへ続きます

⑨サービス提供 利用時間管理	<p>利用日時については、利用者と相談・調整のうえ、サービス提供を行ってください。 ※訪問看護を利用されていない方の場合、原則として2名の職員によりサービスを提供します。</p> <p>事業所と利用者・ご家族の双方において、安全なサービス提供が可能であることが確認できた場合に限り、1名で実施します。</p> <p>サービス提供が終了するごとに、利用者に「横浜市医療的ケア児・者レスパイト実績記録票」への署名を依頼してください。</p> <p>利用登録の事務を行った事業所は、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用時間管理表(事業所用)」を用いて、利用者の年度内の利用時間管理を行ってください。 また、利用者に「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用時間管理表(家族用)」を渡し、年間利用時間の管理を依頼してください。</p>
-------------------	--




⑩実績報告	<p>利用の翌月 10 日までに利用者ごとの「横浜市医療的ケア児・者レスパイト実績記録票」と実績報告書を提出してください。</p>
-------	---



⑪請求	<p>請求は四半期ごとに行うため、四半期が終了する月の翌月 10 日までに請求書を提出してください。(例:第1四半期の請求は 7 月 10 日まで) 横浜市から登録事業所へのお支払いは、職員数×時間数で算定します。</p>
-----	---



⑫支払い	<p>横浜市が実績報告と請求の内容を確認したのち、委託料をお支払いします。</p>
------	---

お問い合わせ先	<p>〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市子ども青少年局 障害児福祉保健課 電話:045-671-4278 FAX:045-663-2304 メール:kd-ikeachosa@city.yokohama.lg.jp</p>	 <a href="#">ホームページはこちら</a>
---------	--	---